消政策第74号

平成31年２月13日

各都道府県知事　殿

（扱い：消費者行政担当課）

消費者庁長官　岡村　和美

　　　　　（公印省略）

消費者安全法第38条第１項の規定に基づく情報提供について

平成30年７月以降、「在宅スマホ副業で７日で20万円稼げる人続出中！」などとうたう事業者に関する相談が各地の消費生活センター等に寄せられています。

当庁が調査したところ、「株式会社トップ」との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（虚偽・誇大な広告・表示）を確認しました。

こうした状況を踏まえ、当庁は、消費者被害の発生又は拡大の防止のため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第１項の規定に基づき、別添の報道発表資料を消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報として貴都道府県に提供いたします。

貴都道府県におかれましては、下記の情報を貴管内市区町村に提供していただくとともに、貴都道府県のウェブサイトに掲載するなどして、消費者にも周知していただきますようお願いいたします。

なお、当該事業者は、平成31年２月19日をもって会社を清算する旨表明しておりますので併せて情報提供いたします。

記

○　「在宅スマホ副業で７日で20万円稼げる人続出中！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成31年２月13日付け報道発表資料)  
　※　報道発表資料については消費者庁ウェブサイトで御確認ください。

（URL）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/release/2018/

担当：消費者庁消費者政策課

財産被害対策室　澤渡

電話：03-3507-9187

FAX ：03-3507-7557